

# 県教委ニュース

発行  
新潟県教育委員会  
平成24年5月9日  
第25号

## 平成24年度新潟県教育委員会重点方針

～ 平成24年4月17日 全県教育長会議において ～

### 教育長あいさつより（抜粋）

最近の社会・経済情勢を見ますと、依然として経済状況が先行き不透明な中で、東日本大震災に伴う復興支援、さらには少子高齢化が進展する中での社会保障制度の見直しや消費税率引き上げの問題など、我が国の将来を左右する重要課題が顕在化し、まさに議論がなされているところでありま

す。  
このようなときにこそ、我々教育現場を預かる者は、こうした社会情勢や国の動向を踏まえつつ、子どもたちにとってよりよい教育とは何かという原点に立ち返って、不易と流行をよく見極め、間違いのない施策を実施していかなければならないと考えているところでもあります。

幸い、「深めよう 絆 県民運動」の実施などにより、いじめの認知件数や不登校発生率など、全体的に改善の方向で推移してまいりましたし、体力テストでは全国的にも上位の結果を得ております。その他、様々な教育統計や教育資料から見ましても、本県教育は着実な歩みを続けているものと認識しております。

皆様方におかれましては、この一年、本県教育の充実に向け各学校を指導していただきたいと思っております。私も皆様方とともに全力で取り組んでまいりたいと考

えておりますので、よろしくお願いいたします。

皆様方のこれまでの御尽力に感謝申し上げますとともに、本県教育の充実・発展に向け、今年度も引き続き、御支援・御協力をたまわりますようお願い申し上げます。

-----  
県教育委員会では、市町村教育委員会に対し、以下のとおり平成24年度の重点方針を示しました。

### 1 地域とともに歩む特色ある学校づくりについて

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、本県では個を伸ばす教育を推進し、本県の将来を担う「ひとづくり」を推進することを基本方針としています。

また、未曾有の災害となった東日本大震災等の発生とその後の復旧・復興への営みをとおして、人と人との絆の大切さや、地域のよりどころとしての学校の存在が再認識され、学校と地域の人々が信頼関係を構築し、子どもを中心に据えた学校と地域の連携が求められています。

こうした状況を踏まえ、県教育委員会では、平成22・23年度に引き続き「地域とと

もに歩む特色ある学校づくり」を学校教育推進の中核に掲げ、更なる充実を図ることとしました。

なお、推進のポイントは、「共通認識の上に立った、全校体制による組織的、継続的な取組」と「中学校区の学校間の連携、家庭や地域との連携による取組」の2点です。

## 2 市町村教育委員会の指導に基づく学校評価について

学校評価については、法令の趣旨に基づき、市町村教育委員会の指導により実施いただくようお願いしています。

各学校においては、市町村教育委員会の指導の下、学校評価をより充実させることによって、学校運営の組織的、継続的な改善に努めるとともに、保護者や地域の人々と目標を共有し、積極的な参画や連携協力による学校づくりを推進していただきたいと考えております。

なお、実効性のある学校評価となるように、学校の重点的な取組と地域・学校の課題に基づいて評価項目を精選いただくようお願いいたします。

## 3 全校体制で取り組む学力の向上について

県教育委員会では、本年度も学力向上を最重要課題ととらえており、各教育委員会、学校は、これまで以上に児童生徒の実態に応じた、きめ細かな学力向上対策を講じていただくようお願いいたします。

本県の実態としては、これまでの全国学力・学習状況調査の結果によると、全国との平均正答率の比較において年々低下傾向を示し、また、地域間・学校間の差が拡大していることから、本県児童生徒の学力は憂慮すべき状況になりつつあります。

これを受け、県教育委員会では、一昨年

度から「学力向上推進システム活用事業」を立ち上げ、本年度も継続して推進します。診断問題や結果の解説、サポート問題、あるいは補充・発展問題等を作成し、インターネットを利用して県内各学校に配信します。このWeb配信集計システムに多くの学校から参加をさせていただいておりますが、学習内容の定着状況をきめ細かに把握して授業改善につなげるなど、このシステムの積極的な活用について御指導願います。

今後も、各学校が授業改善に向け、リーフレット「分かる授業づくり」を有効に活用し、全校体制で様々な改善に取り組み、授業の質の向上に努められるよう、各教育委員会が指導体制の充実を図り、更なる学力向上に御尽力いただくようお願いいたします。

本年度は「全国学力・学習状況調査」を実施します。昨年度は東日本大震災の影響を考慮し、調査はありませんでしたので、2年ぶりの実施となります。抽出調査であることは22年度調査と同様であります。国語、算数・数学に加え、新しく理科の調査が加わっております。文部科学省は、7月以降に公表する計画でおりますので、今後も国の動向を注視して、対応してまいります。

## 4 新学習指導要領への対応について

幼稚園では平成21年度から、小学校は昨年度から、中学校では本年度から、新学習指導要領が全面実施となりました。

高等学校では、一昨年度から総則の一部等において先行実施されており、本年度からは数学、理科が先行実施されました。

各学校では、すべての教科等における知識・技能を活用する学習活動や言語活動の充実、指導に関するPDCAサイクルの確立、新学習指導要領に対応した指導案や教

材の準備、保護者等も含めた新学習指導要領の理念や内容の周知が求められております。各教育委員会におきましては、「指導計画、指導案、教材・教具等のモデルの共有化と授業づくりに関する相談指導の充実」「新学習指導要領に即した学習評価の研修や指導要録の様式の決定」等の視点から、各学校の校内研修を支援していただきたいと思っております。

また、「新学習指導要領の対応状況についての把握・検証」につきましても、必要な指導・助言を行っていただきたいと思っております。

県教育委員会といたしましても、これら、新学習指導要領及び新しい学習評価等の円滑な実施に向けた教員研修などを充実してまいりたいと考えております。

## 5 豊かな人間性と社会性を育む教育の推進について

少子化や核家族化の進行、都市化、情報化の進展など、子どもたちを取り巻く社会状況が大きく変化している中で、人間関係の希薄化、実体験の不足、物事に対する価値観の多様化や個人主義が進み、自己中心的な生き方になりがちな傾向にあり、児童生徒に倫理観や規範意識が育ちにくくなっています。

こうした児童生徒の心をめぐる問題に対処していくためには、様々な観点から教育活動や学校運営の改善を図っていくことが重要であると考えておりますが、特に次の点に留意した取組をお願いします。

### (1) 豊かな心の育成

まず、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実をお願いします。規範意識や生命尊重の心を育てるなどの方策を明示した全体計画に沿って、教育活動全体を通じた取組を全教職員で協働実践するよう、

学校を指導していただきたいと思っております。また、児童生徒の心に響く「道徳の時間」となるよう、体験活動と道徳の時間を関連付けた指導の充実を図るとともに、自分の考えを表現する機会を充実し、自らの成長を実感できるような学習過程を取り入れた授業の工夫に努めるようお願いいたします。さらに、道徳の授業公開や道徳の授業への保護者、地域の人々の参加など、地域の教育力を生かした道徳の時間の充実に努めるようお願いいたします。

### (2) 体験活動の充実

現在、多くの小・中学校が集団宿泊体験活動や職場体験活動、ボランティア活動などに取り組んでおりますが、こうした体験活動を一層充実させ、自然に感動する心や他者への思いやりの気持ちを育てていくことが大切です。

本県には、他県に誇る自然や文化、歴史があります。これらを学びの機会や場として設定し、児童生徒に本県ならではの体験をさせたいと考えております。

一例を挙げれば、佐渡では、豊かな自然や歴史にふれるなど、多様な活動ができますし、特色ある文化や芸能にかかわる体験をすることもできます。

また、スキーは、本県ならではの自然を生かした体力づくりができ、雪国のよさを実感できる体験活動です。さらに、魚沼から行く尾瀬の活用など、郷土のよさを実感し、郷土を愛する心を育むという観点からも、本県が誇る自然や文化、歴史にふれさせる体験活動を積極的に推進するよう、各学校への働きかけをお願いします。

### (3) いじめ・不登校の未然防止と適切な対応

いじめの中1ギャップの状況（H22の中1/H21の小6）が2.83と上昇していること、平成22年度新たに不登校になった児童生徒が全体の51.1%を占めていること、中学1

年生で不登校生徒が急増していることなどから、いじめ・不登校の解消と未然防止は喫緊の課題です。こうした状況も踏まえ、次の3点から取組が推進されるようお願いいたします。

**①「いじめ防止学習プログラム」と「中1ギャップ解消プログラム」を柱にしたいじめ・不登校の未然防止、早期発見・即時対応**

いじめ・不登校については、何よりも未然防止、早期発見・即時対応が重要であることから、きめ細かな実態把握と確実な指導・支援に努めるよう各学校を御指導願います。

また、いじめ・不登校の未然防止に向けて、各学校には「いじめ防止学習プログラム」と「中1ギャップ解消プログラム」の自校プランを、小中連携の視点で見直し、改善と着実な実践を指導しております。

なお、「深めよう 絆 県民運動」の重点である「児童生徒の社会性の育成」の視点で取組が推進されるよう各学校を御指導願います。

**②加配教員配置による校内指導体制の充実**

本年度の生徒指導に係る加配については、いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動の未然防止及び解消を目的とし、配置を希望する学校からあらかじめ「配置希望計画書」を提出していただき、配置効果が十分期待できそうな学校に加配教員を配置しました。

配置人数については、中学校問題行動解消加配教員を25校に、中学校いじめ防止加配教員を10校に、中学校不登校対応加配教員を40校に、小学校生徒指導加配教員を15校に、小中連携社会性育成推進加配教員を16校に配置し、児童生徒支援加配教員と合わせて合計124人となり、

財政が厳しい中で、前年度より2人増員して配置しました。配置効果が十分期待できると判断した学校への配置ですので、配置されている加配教員の目的を十分御理解いただき、具体的な成果をあげることができるよう御指導願います。

**③校内相談指導体制の充実**

本年度は、中学校12校にハートフル相談員を、それ以外の全中学校163校にスクールカウンセラーを配置しました。また、小学校における生徒指導上の諸問題等への対応の充実を図るため、カウンセラーを派遣する体制を整備しましたので、各学校に配置・派遣の趣旨を徹底していただくとともに、有効に活用するよう御指導願います。

なお、これまでスクールカウンセラーを複数年配置した学校では、不登校生徒や生徒指導上の諸問題が減少するなどの効果が表れています。活用状況と配置効果について確実に把握していただき、十分効果が表れていない学校については、指導を強化していただくようお願いいたします。

**(4) 非行、暴力行為等の解消に向けた取組**

平成22年度生徒指導上の諸問題の調査によりますと、暴力行為の発生件数は小・中学校合わせて876件で前年を87件下回り、減少となりました。また、平成21年度に急増した小学校の発生件数は半減しましたが、暴力行為や万引等の初発型非行は増加しており、非行の低年齢化と潜在化に危機感を感じております。さらに、中学校では全県の1割の学校で暴力行為全体の66%を占め、特定の学校に集中しています。また、全体の発生件数が減少する中で加害生徒数は大幅に増加しており、特定の学校で異なる生徒が次々と暴力行為を行い、指導が学校全体に浸透していない状況が思料され、

問題行動が粗暴化・広域化する傾向に、予断を許さない状況であると受け止めています。このような背景には、人間関係の希薄化や規範意識の低下、実体験の不足等によって、児童生徒の心の育成が不十分な中、児童生徒自身の心の問題、家庭の在り方、社会の状況など様々な要因が複雑に絡み合っていると考えられます。問題の未然防止と即時対応に当たって、学校だけの対応では難しく、関係機関との「連携」を図った取組が求められています。また、小学校段階から規範意識を育てることを重視するとともに、各学校が児童生徒の自己指導能力を育成するために、「全校体制」による生徒指導の取組や報告体制の点検と改善を図り、児童生徒一人一人の心に寄り添う指導体制を確立するなど、管内の各学校に対し適切な指導・支援を継続して行っていただきますようお願いいたします。

#### (5) 携帯電話等を介した性被害を含む「性的いじめ」の未然防止

携帯電話等を介した性被害、性の逸脱行動や悪質な性的いじめの未然防止については、特に取組の強化をお願いいたします。昨年度の事故報告によりますと、ズボン下ろしなどの様子を撮影して安易にメール送信したり、動画サイトに投稿したりした事例や、「総合コミュニティサイト」での交流をきっかけに性被害や性の逸脱行動に発展した事例が見られました。また、掲示板サイトへの誹謗・中傷の書き込み、不適切な写真のプロフへの掲載、オンラインゲームへの不正アクセス、ネット上の交友関係による遊び型家出等が増加するなど、学校・市町村を越えて広域化し、その対応に複数の市町村教育委員会の連携が必要な事例も出てきております。さらに、性的いじめやわいせつ事案が小・中の別なく発生し、特に特別支援学級在籍の児童生徒が被害に遭う事案

が多発しました。加害・被害の関係がある事例では、誠意ある対応が事態の悪化を防ぐ重要なポイントであることから、被害者の立場に立った迅速かつ適切な初期対応と危機管理体制の再確認をお願いします。

このように携帯電話を介した問題行動の事案の発生は、憂慮すべき状況であり、児童生徒、保護者等に携帯電話等の利便性に潜む危険性について十分周知し、規範意識の醸成や情報モラル教育の充実とともに、家庭との連携や協力をさらに深めることが重要であると考えております。

なお、ネットいじめ防止・解消推進員を各教育事務所に1名ずつ配置する予定ですので、ネットパトロールによる現場への情報提供、保護者・教職員向けの講習会実施による情報モラル教育とともに、教職員や保護者、地域人材へのネットパトロール体制の整備に有効に活用していただきますようお願いいたします。

さらに、学校だけでは対応が難しい問題を抱えた児童生徒への対応や関係機関等との連携などに関しては、各教育事務所に計4名配置しておりますスクールソーシャルワーカーを初期段階から積極的に活用いたします。

#### 6 深めよう 絆 県民運動について

各市町村教育委員会におかれましては、「深めよう 絆 県民運動」の推進に、御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。本県では、平成19年度に「いじめ根絶にいがた県民会議」を組織し、平成21年度までの3年間は「いじめ根絶県民運動」に取り組み、平成22年度以降は、「深めよう 絆 県民運動」を進めてきております。

「いじめ根絶県民運動」の展開により、児童生徒に「いじめはどんな理由があってもいけない」という意識が育ち、いじめの

認知件数や不登校児童生徒数、暴力行為の発生件数も減少傾向が見られました。しかし、平成22年度の調査では、小学校で、いじめの認知件数と不登校の児童生徒数が、わずかながらも前年を上回った他、生徒指導上の諸問題は、発生する学校数の拡散傾向や低年齢化の傾向が見られるなど、予断を許さない状況が続いています。

そこで、今年度は、次の2点を重点に各種事業を展開することにより、学校・家庭・地域が連携して人と人との絆を深め、児童生徒の社会性を育み、不登校や暴力行為等の諸問題の解消と未然防止に努めていきたいと考えております。

1点目は「絆づくりをとおした児童生徒の社会性の育成」です。

昨年同様、年に2回「深めよう 絆 強調月間」を設け、学校や地域の実態に即して、仲間・家族・地域との絆を深める活動の実施を働きかけてまいります。

また、11月17日（土）の午後、長岡市立劇場で「深めよう 絆 県民の集い」を開催します。各学校が家庭や地域の方々と連携して行っている絆づくりや、人間性豊かな子どもの育成のための取組などを紹介する他、社会性育成についてパイロット的に取り組んでいる学校の成果をお知らせする予定です。

2点目は「いじめ、不登校、暴力行為等の諸問題の解消及び未然防止」です。

まず、いじめの認知件数の減少は、学校がいじめを見逃した結果であってはならないとの緊張感をもち、すべての学校において児童生徒の手による「いじめ見逃しゼロスクール」の運動を推進します。

また、不登校問題の改善に努めるため、児童生徒の欠席が見られた初期段階に、全教職員が組織的に対応する「子どもと共に  
ワンツースリー  
1・2・3 運動」の一層確実な実践に

努めることといたします。

各市町村教育委員会の皆様には、各学校が計画し実践する児童生徒の社会性育成に向けた取組に対して、生徒指導上の諸問題の解消及び未然防止の観点から、御指導や御支援をお願いします。

特に、各学校が児童生徒の社会性の変容を把握して、取組を適切に見直し、修正しながら進めていけるように、御指導をお願いします。また、各学校や中学校区等を単位に行われる「いじめ見逃しゼロスクール」の各種取組が、保護者や地域住民の参加も得て、地域社会に絆づくりの気運を高める機会となるよう御支援をお願いします。

最後に、この「深めよう 絆 県民運動」は、今年度も「いじめ根絶にいがた県民会議」を中心にして推進してまいります。協賛の企業・団体等サポーターの御支援をいただくことや、広報活動の充実に努めていくことも従来どおりです。これらの取組をとおして、社会全体で児童生徒をしっかりと見守り、育てていこうという意識を高めていきたいと考えております。

## 7 児童生徒の体力向上・食育・歯科保健の推進について

### (1) 体力向上の取組

県内の全校種で実施しております体力テストの平成23年度の結果では、多くの項目で前年度の県平均値を上回るなど、全国的に高い水準を維持しております。

この結果は、平成16年度から各学校に依頼している健康増進・体力向上に係る「1学校1取組」運動について、各学校が体力の重要性を認識し、児童生徒の実態を踏まえた継続的な取組を実施した成果であると受け止めております。

しかしながら、近年の伸び率はやや停滞傾向にあり、依然として全国平均値に達し

ない項目があります。

県教育委員会では、体力テストにおいて、すべての学年・項目が全国平均値を上回ることを目標とし、本年度も引き続き、体力テストと「1学校1取組」運動を実施することとしております。

## (2) 食育の推進

食育につきましては、これまでの取組により、朝食を欠食する児童生徒の割合が減少するなど、一定の成果をあげてきております。全教職員の共通理解の下、学校の教育活動全体を通じた食育の取組がより一層推進されるよう、各学校への指導をお願いします。また、食育は、家庭や地域と連携した取組が大切です。健康三原則、すなわち調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠の実態を踏まえ、生活習慣の改善と関連させた取組をお願いします。

なお、食育に係る指導体制の強化として、今年度は、新潟市と併せて、栄養教諭を各学校に10名新たに配置し、現在、全体で130名となっております。新たに配置された学校では、昨年度の栄養教諭配置校の実践などを参考としながら取組を進め、地域のモデル校として食育の推進役を担っていただくよう指導をお願いします。

また、食中毒など、事故を未然に防止するためには、学校給食法の学校給食衛生管理基準や国からの関係するマニュアル等を理解し遵守することが大切であります。関係職員の意思疎通や共通理解を図りながら、適切な給食管理の徹底に努めるようお願いします。

## (3) 歯科保健の推進

平成22年度の本県の12歳児一人平均むし歯数が11年連続で全国一少ないことは、周知のとおりです。本県では、平成20年7月に、全国に先駆けて「新潟県歯科保健推進条例」が制定されたところです。

歯や口の健康が肥満予防や糖尿病予防、がん予防など生涯にわたる健康づくりに深く関係していることから、学校においては、フッ化物応用によるむし歯予防及び学童期に増加する歯肉炎対策を主柱とした総合的な歯科保健対策の一層の推進をお願いします。

なお、むし歯予防対策としてのフッ化物洗口について、各市町村の保健衛生担当課や県地域振興局健康福祉（環境）部、歯科医師会等関係機関等との連携・協力を図るとともに、資料の活用やフッ化物洗口講演会の開催等により、保護者や学校関係者等に対し十分に情報を提供し、理解を得て進めるようお願いします。

## 8 全校体制で取り組む特別支援教育の充実について

### (1) 個々の教育的ニーズに応じた支援

特別支援教育の対象児童生徒は、障害が重度・重複化、多様化しており、発達障害児や医療的ケアの必要な児童生徒も増加しています。これら児童生徒への支援をより充実させるためには、県教育委員会が福祉保健部と共同で作成した「相談支援ファイル」等を活用し、保護者や関係機関等と連携しながら「個別の教育支援計画」を作成する必要があります。そして、全校体制での共通認識の下、効果的で一貫性のある支援を充実させることが重要です。

### (2) 特別支援教育に係る相談支援体制の充実

#### ① 発達障害等総合サポート事業

特別支援教育に関する相談・支援体制の強化の具体策の一つとして、特別支援教育嘱託指導員を配置し、指導主事等と共にサポートチームを編成して、発達障害等の障害に起因する緊急的・継続的な課題について、市町村教育委員会、学校及び保護者等を支援する「発達障害等総

合サポート事業」を、今年度も早期対応を基本として実施いたします。

## ②定期ケース会議

また、特別支援教育に関する相談・支援について、困難事例等に関して専門の小児科医師、大学教授、臨床心理士等からの助言を受け、より適切な支援方法を検討する「定期ケース会議」を必要に応じて開催し、相談・支援の実効性の向上を図ってまいります。

## (3) 特別支援学校高等部の整備

### ①整備の基本方針

特別支援学校高等部の整備については、高等部を希望する生徒が依然増加傾向にあることから、「地域の子どもは地域で学び育てること」及び「高等部教育の希望者全員を受け入れること」を基本方針として、全県的視野から計画的に整備を推進することとしております。

### ②特別支援学校の開設準備

また、平成25年度に、糸魚川市、南魚沼市、及び十日町市の市立特別支援学校の設置に向けて準備を行います。なお、糸魚川市及び十日町市立の特別支援学校は小・中学部であることから、高等部については引き続き県で運営することとしております。

### ③高等部職業学級の設置

さらに、高等部を希望する生徒の進路ニーズの多様化に対応し、昨年度から上中下越の中核校3校に、卒業後の一般企業等への就労を目指す「職業学級」をパイロット的に設置し、地域の企業ニーズに沿った職業教育を推進することとしております。

## (4) 特別支援教育支援員に係る地方財政措置の拡大

特別支援教育における介助員配置の地方財政措置の活用についてであります。国

では、小・中学校等に在籍する発達障害児等の介助や支援を行う特別支援教育支援員の計画的な配置が可能となるよう、地方財政措置を行っております。今年度は、全国のすべての小・中学校数を上回る数の36,500人相当、約438億円が財政措置されるとともに、幼稚園については、昨年度を上回り、4,500人相当、約33億円の財政措置が行われております。市町村教育委員会におかれましては、この地方財政措置を十分活用して、特別支援教育の更なる充実を図っていただくようお願いします。

## (5) 発達障害児等への支援体制の整備・充実

平成20年度から開始された文部科学省委託事業は昨年度末で終了となりました。県では引き続き「特別支援教育推進事業」として、特別支援学校がセンター的機能を発揮し、巡回教育相談の実施や特別支援教育に関する研修会の開催等に取り組むなどの事業を展開してまいりたいと考えております。

## 9 人権教育、同和教育の推進について

県教育委員会では、「同和教育を中核とした人権教育の推進」に取り組んできたところではありますが、残念ながら、人権感覚が十分ではないことなどに起因する差別事象が発生している現状があります。児童生徒に差別や人権侵害をなくする意志と行動力を養い、人権尊重の精神を育成するためには、何よりも教職員が確かな認識と豊かな人権感覚を身に付けて、人権教育、同和教育に主体的に取り組むことが大切です。

県内での人権教育の取組が一層推進するよう、平成22年9月1日付けで「新潟県人権教育基本方針」を制定し、その中で、人権教育推進の基本姿勢、学校教育における人権教育、社会教育における人権教育、家庭教育への支援、教職員の研修の5点から、



取組の方策等を示しました。また、12月には人権教育強調週間を設定し、各学校においては同和問題をはじめとした様々な人権課題に関する学習や集会等が実施されたところであり、これらの取組により、全国的に人権教育推進の気運が高まるとともに、教職員の研修に工夫が加えられ、各種計画の見直しと改善も進展したところでもあります。

市町村教育委員会におかれましては、新潟県人権教育基本方針に基づいた取組や人権教育強調週間の取組をさらに進めるとともに、認め合い、支え合う人間関係を基本とした学校・学級づくりや、悩みや課題をもつ児童生徒に寄り添い親身になって指導に当たる日々の着実な実践等について、各学校へ指導願います。加えて、いわゆる「罪人起源説」等の誤った認識の払拭に向け、人権教育、同和教育を確実に推進するよう指導願います。

また、県が平成16年に策定した「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」では、「新潟水俣病被害者」、「北朝鮮による拉致被害者」を本県特有の人権課題として示しています。新潟水俣病問題については、全県の小・中学校に配付しました、新潟水俣病教師用指導資料集「新潟水俣病の教訓を後世に伝えるために」を活用した授業実践や福島潟にあります「県立環境と人間のふれあい館」を積極的に利用するなど、児童生徒の知的理解と感性を高めるよう各学校を指導願います。さらに、拉致問題に関しては、各学校に配布してありますDVD、アニメ版「めぐみ」等を積極的に活用するとともに、教育の中立性にも配慮して教科書の記述に基づいた適切な指導が各学校で行われますよう指導願います。

なお、子どもの人権にかかわり、児童虐待の防止については喫緊の課題であると考

えます。早期発見・即時対応の具体的な方策や、市町村教育委員会や市町村の担当部署、児童相談所等との連携について、各学校へ指導願います。

## 10 キャリア教育の推進について

子どもたちが育つ社会環境の変化に加え、産業・経済の構造的変化、雇用の多様化・流動化等は、子どもたち自らの将来のとらえ方にも大きな変化をもたらしています。このような社会の中で、子どもたちに社会的自立・職業的自立に向けて必要な意欲・態度を育成するためには、各発達段階における課題を明確にし、年齢や価値観の異なる多様で幅広い他者との交流や様々な直接体験に取り組むことが大切です。

そこで県教育委員会では、キャリア教育パイロット事業で作成したモデルプログラム「新潟っ子プラン」を基にしたキャリア教育を全県に展開するために、昨年度から新たに「地域に根ざすキャリア教育推進事業」を進めております。学校、地域、産業界、行政が連携し、地域参画型のキャリア教育を推進していただきたいと思っております。

その際、配慮していただきたいことは、次の3点です。まず、1点目は、各校種・学年で身に付けておくべき能力や態度の具体的到達目標の設定と、身に付けておくべき能力や態度の形成と全教育活動との関連を明らかにした小中高を系統付けた学習プログラムを作成することです。2点目は、地域の資源を生かした体験活動を推進することです。そして、3点目は、意図的、計画的に教育活動の評価及び改善を進めることです。児童生徒一人一人が、将来自立した社会人となるために、それぞれの教育活動について、活動のもつ意味を確認し、キャリア教育の視点から見直していただくよう指導をお願いします。

## 11 平成24年度全国高等学校総合体育大会の開催について

今年の夏に、全国高等学校総合体育大会（インターハイ）が、本県を中心とする北信越5県で開催されます。

本県では、総合開会式と陸上競技など13競技が開催され、選手・監督約17,000人、観客（延べ数）約320,000人の来県が予想されます。開催期間は、7月28日（土）から8月20日（月）の24日間となり、本県開催は、49年ぶりとなります。会場地市町村におきましては、競技種目別大会の主催者として、大会の準備・運営に全面的に御協力をいただいているところであり、感謝申し上げます。

県内の多くの児童生徒が大会を観戦し、トップアスリートの競技にふれることは、本県競技力の向上に大きく寄与するものと認識しておりますので、大会の積極的な周知をお願いします。

大会の成功に向けて、一層の御理解と御協力をお願いします。

## 12 スキー学習の実施について

冬季のスポーツとしてスキーを実施することは、健康増進・体力向上及び新潟県の地域特性を生かす観点から、大変重要なことと認識しております。県教育委員会では、スキー授業等を実施していない小学校を対象に、県内スキー場を利用してスキーを体験してもらう「新潟っ子スキー体験拡大パイロット事業」を実施していますので、各市町村においても、この事業を活用していただき、自然に親しむ資質を養うことのできるスキー学習を今まで以上に積極的に推進願います。

## 13 競技水準向上対策について

競技水準向上対策についてですが、県勢

に見合った国体男女総合成績10位台に定着する競技力の養成や、新潟からオリンピックなどの世界の舞台で活躍できる選手の育成を目指し、ジュニア期からの一貫指導による選手育成システムの定着と強化により、本県競技スポーツの競技力向上とスポーツの普及・振興を図ることとしております。また、秋に岐阜県で開催されます第67回国民体育大会では、男女総合成績10位台を目標に、国体（選抜）チームでの強化や全国トップレベルにある競技への重点支援等に取り組むこととしています。

そのため、強化活動等について児童生徒の参加や教職員の派遣、本県選手団の市町村スポーツ施設の利用について、特段の配慮をお願いします。

## 14 児童生徒の安全確保と防災教育について

児童生徒が、安心して学校の中で学ぶことができ、安全に登下校できる環境を整えることは、学校教育を行っていく上で最も基本的、かつ重要な要素の一つです。

また、児童生徒の心のケアについて、緊急時においても適切に対応できるようにするためには、学校において危機管理の一環として位置付けるとともに、日ごろから、養護教諭をはじめとする教職員、スクールカウンセラー及び地域の関係機関等が連携できる体制を整備することが必要です。

### (1) 不審者侵入への対応

各学校においては、市町村教育委員会の指導の下、不審者侵入等に備えた「危険等発生時対処要領」いわゆる危機管理マニュアルを作成するなど、児童生徒の安全確保のための対策を講じているものと認識しておりますが、この機会に改めてお願いしたいことが3点あります。

1点目は、「危険等発生時対処要領」を各学校の実情に合わせて常に見直しを行う

とともに、万が一の場合に教職員が的確に対応できるよう、その対処要領に対する教職員の理解の徹底を図り、危機管理に対する意識を常に高く保つということです。2点目は、教職員及び児童生徒の安全対応能力の向上を図るための防犯訓練等を充実させることです。昨年度において、児童生徒の防犯訓練が学校安全計画に位置付けられていた割合は、小学校72%、中学校27%でした。学校安全計画に確実に位置付け、実践を積み重ねることが大切です。3点目は、警察をはじめとする関係機関や各種団体、地域の方々と積極的に連携を図り、地域全体として児童生徒の安全を確保する取組を強化するということです。

各市町村教育委員会におかれましては、これらの点に留意の上、児童生徒の安全確保・安全管理について、一層の徹底を図るよう各学校への指導をお願いします。

## (2) 通学路の安全確保

昨年度、県教育委員会に寄せられた不審者情報の中には、児童等が手を引っ張られて連れ去られそうになったり、女子生徒が後ろからいきなり抱きつかれておいせつな行為をされたりするという、直接、児童生徒の身体に被害が及ぶ危険なものが数多く報告されています。

こうした中、児童生徒の安全確保のため、県及び関係機関において諸施策が強化されている他、市町村や学校、地域、職域を単位とした多くの方々によるボランティアパトロールや不審者情報の配信などの取組が進められています。

## (3) 学校事故の防止

学校管理下における児童生徒の事故については、日本スポーツ振興センターの給付金の対象となったものだけでも、小・中学校合わせて年間15,000件を超える件数で推移しています。小学校では、休憩時間中の

事故が最も多く、次いで体育授業中、中学校においては課外活動中が最も多く、次いで体育授業中となっています。

学校事故の防止については、安全管理の徹底や児童生徒への安全教育の充実など、管下学校を指導していただいているところですが、次の3点について改めてお願いします。

1点目は、校舎内外の施設・設備の日常的・定期的な安全点検を徹底し、児童生徒の多様な行動によって発生する危険を想定するとともに、児童生徒への実践的な安全教育により児童生徒自らが危険を回避できる能力を身に付けさせることです。2点目は、体育授業時や課外活動時においては、使用施設・器具等の安全確認を徹底するとともに、安全に配慮した活動形態をとることです。3点目は、事故が発生した場合は管理職への迅速な情報伝達により、児童生徒に対する応急処置など、的確な初期対応に努めることです。

各市町村教育委員会におかれましては、これらの点に留意の上、学校事故の防止について各学校への指導をお願いいたします。

## (4) 交通事故の防止

交通事故については、平成23年中の事故発生件数、負傷者数は、全校種において前年より減少しました。死亡事故については、小学生が1人、高校生が2人、合わせて3人の児童生徒が尊い命を失っています。

過去5年間の死亡事故を見ると、小・中学生では71.4%が自転車乗用中及び自動車同乗中に発生しており、高校生では36.4%が原付バイク等の二輪車運転中に、45.5%が自転車乗用中に発生しています。

自転車乗用時の交通ルールの遵守、自動車同乗時の全座席でのシートベルト着用等を含めた交通安全教育の徹底をお願いします。

### (5) 防災教育の推進

平成23年は、東北・関東に甚大な被害をもたらした東日本大震災に始まり、本県でも長野県北部を震源とする地震や新潟・福島豪雨、平成18年以來の豪雪など、多くの災害に見舞われました。

本県では、想定される災害に対して児童生徒自らが主体的に安全を確保できる能力を養うよう、防災教育プログラムの作成を進めています。今年度においては、次の3点に留意した防災教育を推進願います。

- ・ 今後作成・配布が進められる防災教育プログラムに基づき、各学校の立地条件を踏まえた防災学習や避難訓練を実施するよう計画を工夫すること。
- ・ 各学校で想定される災害に対し、避難場所や避難経路など具体的な行動マニュアルを明確にするなど、学校防災計画の見直しと改善を図ること。
- ・ 家庭や地域とともに取り組む防災訓練を実施するとともに、災害時の支援体制の構築に向けて、日常的な交流に努めること。

### (6) 工事実施時の安全性の確保

耐震工事や修繕工事を実施する場合は、児童生徒・教職員が立ち入らない環境で工事を実施する等の安全対策に留意してください。また、工事に伴い、天井裏等の目視できないところにアスベストが予期せず発見され、急遽除去工事等を実施しなければならないといった事例も多数発生しています。アスベスト対策工事を実施する際は、マニュアル「アスベスト除去等工事における安全対策チェックシステムの運用について」に準じて、児童生徒・教職員の安全確保に万全を期すとともに、工事関係所属間等における情報共有及び施設利用者等に対する適切なリスクコミュニケーションの実施を徹底されるようお願いいたします。

### 15 中越大震災・中越沖地震等における心のケアについて

平成16年の中越大震災発生からこの間、たび重なる地震により被災された市町村におかれましては全精力を傾注し、復興に御尽力されておりますことに心から敬意を表します。

県教育委員会では、中越大震災に加えて平成19年の中越沖地震で被災した市町村を対象に、カウンセラーを派遣してきており、平成23年度の1年間では、昨年度発生した長野県北部地震で被災した小・中学校も合わせて延べ281校、612人の児童生徒の心のケアを実施しました。

現時点まで、外傷後ストレス障害と診断された児童生徒の報告は受けておりませんが、カウンセリングを受けた児童生徒数は平成22年度に比べて100人ほど増加しており、その中には東日本大震災の発生に伴い心に不安が生じている児童生徒も見られます。

今年度も引き続き、中越大震災・中越沖地震及び長野県北部地震で被災した学校の要請に応じて計画的にカウンセラーを派遣するとともに、教育復興加配教員を60人配置したところです。

また、東日本大震災の被災地域より避難している児童生徒等の心のケアのために、カウンセラーを派遣し、昨年度は、小・中学校合わせて延べ248校、641人の児童生徒等の心のケアを実施しました。今後も、避難の長期化が予想されることから、カウンセラー等の派遣や特別加配教員の配置を継続的に実施したいと考えております。

管内の学校が、派遣されるカウンセラーや加配教員を有効に活用し、家庭との連携を図り、児童生徒の心のケアを行えるように適切な支援をお願いします。

## 16 高校改革について

高校改革については、これまで、社会や時代の高校教育に対するニーズを踏まえ、生徒の多様化や少子化にも対応するため、新しい学校・学科の設置、高校再編整備、入試改善、通学区域廃止など様々な高校改革を推進してまいりました。

とりわけ、高校再編整備については、平成14年12月に平成25年までの高校再編整備の内容を盛り込んだ中長期高校再編整備計画を公表するとともに、毎年、向こう3年間の年次計画案を公表し、着実に進めてまいりました。

この結果、平成23年度の高校等進学率は99.4%と全国トップであり、平成24年2月の「高等学校生活等についての意識調査」では、高校生活に「満足している」と「どちらかといえば満足している」全日制2年生の割合（いわゆる満足度）が74.2%と平成14年2月に比べて15.6ポイント上昇し、入学した学校は「入りたい学校」であったと答えた全日制1年生の割合は62.8%と平成14年2月に比べて4.8ポイント上昇しました。また、平成23年春の大学等進学率も47.6%と平成14年春に比べて10.5ポイント上昇するなど、大きな成果をあげております。

この年次計画案であります。平成23年6月県議会で平成24年度～26年度年次計画案を公表したところであり、本年も6月県議会で平成25年度～平成27年度年次計画案を公表する予定であります。今後も、毎年、向こう3年間の年次計画案を公表してまいります。

また、平成22年度より、将来の夢や希望をもって生徒が集まってくる高校づくりに向けたプロジェクト「魅力ある高校づくりプロジェクト」に取り組み、平成24年度には、新津工業高校に日本建築科、

新潟中央高校音楽科にロシアンメソッドピアノ専攻、新潟西高校普通科学励コースに医療専攻を設置し、さらに、平成25年度には、国際情報高校に海外大学進学コース（仮称）を設置する予定です。

一方、高等学校にも多様な生徒が入学している現状があり、不登校生徒や集団生活になじめない生徒に対応するため、病院等の外部の関係機関とも連携しながら対応している実態があります。

また、平成14年に実施された文科省調査によると、知的発達に遅れはないものの、学習面や行動面で著しい困難を示す児童・生徒の割合が6.3%に達しているという結果を踏まえ、全県の公立高等学校において校内委員会等の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など校内体制の整備を進めてきたところであり、加えて、今年度から、高等学校特別支援教育支援員活用事業を立ち上げたところであります。

また、すべての高等学校及び中高一貫教育校は、生徒・児童から選ばれる学校づくりに向けて、これまで以上に自校の魅力や特色を鮮明にすることが求められております。各学校においては、これまで同様に、オンリーワンの学校づくりに取り組んでいくこととしております。また、県教育委員会でも、平成21～23年度に実施してきたオンリーワンスクール推進事業の成果と課題を踏まえ、今年度から、オンリーワンスクール・ステップアップ事業を立ち上げ、グローバル人材育成、起業家教育、キャリア教育を3つの柱に、より一層特色ある教育活動を支援することとしております。

皆様方には、今後とも、高校改革の必要性や理念、整備の具体的な方向等について理解いただき、所管の小・中学校関

係者や保護者、地域の皆さんに周知して  
いただきたいと考えております。

## 17 社会全体で子どもをはぐくむ運動の 推進について

「社会全体で子どもをはぐくむ運動」  
は、子どもたちの心豊かで健やかな成長  
を図るため、学校や家庭、地域が一体と  
なり、子どもたちを支え育ていく社会  
の実現を目指すものです。県では、「地域  
の子どもたちは地域で育てる」という意  
識の醸成や、地域での家庭教育や子ども  
を育む仕組みづくりを支援する取組を進  
めています。

今年度は、この仕組みづくりの一環と  
して取り組んでいる「子どもを育てる地  
域の連携促進事業」について、昨年度に  
引き続き、取り組んでまいります。具体  
的には学校支援地域本部や放課後子ども  
教室及び家庭教育支援チームの実施箇所  
数の拡大を働きかけるとともに、市町村  
が行う事業の取組を支援いたします。ま  
た、これに加えて、「家庭教育支援民間提  
案型協働事業」により、民間の創意工夫  
や人材を生かした家庭教育支援の取組を、  
行政と民間の協働事業として、進めてま  
いります。さらに、今年度新たに「親の  
学び支援・啓発事業」を創設し、親が自  
信をもって子どもを育てていくための親  
の学びを支援する取組を推進いたします。

近年、子どもを取り巻く環境が大きく  
変化するとともに、家庭や地域の教育力  
が低下しており、未来を担う子どもたち  
を健やかに育てためには、学校、家庭及  
び地域住民がそれぞれの役割と責任を自  
覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体  
制づくりが強く求められております。こ  
れまで以上に家庭教育への支援、青少年  
の健全育成について、積極的に取り組ま

れますようお願いします。

## 18 文化活動の充実について

### (1) 芸術鑑賞機会の充実

県民の美術鑑賞機会の充実を図るため、  
県立近代美術館において、「亀倉雄策賞展」  
や「故宮博物院展」など5回の企画展を、  
県立万代島美術館では、「メアリー・ブレ  
ア展」や「シャガール展2012」など、4  
回の企画展をそれぞれ開催します。

平成20年度から、小・中学生等の児童  
生徒に本物の芸術にふれる機会を提供し、  
豊かな情操の涵養を図ることを目的とし  
て、義務教育学齢期の児童・生徒の各種  
観覧料は年間をとおして免除しておりま  
す。今年度も引き続きたくさんの方の皆さん  
においでいただきたいと思います。また、  
高校生の観覧料についても、一定の手續  
をとっていただきますと免除になります。

この他にも、小・中学校等での「ふれ  
あい音楽教室巡回事業」、「学校器楽合奏  
大会」や「県ジュニア美術展覧会」など  
の実施や、県高等学校文化連盟の活動へ  
の助成などで、児童生徒の芸術文化活動  
を支援します。

### (2) 文化財の保護・活用と文化財保護体制 の整備・充実

国、県指定文化財の保存と活用を図る  
ため、文化財保護助成事業を実施すると  
ともに、「文化財指導者講習会」、「青少年  
文化財講座」や「越後国域確定1300年記  
念事業」、「初級者のための古文書講座」  
や「文書館歴史講座」などを開催し、文  
化財の公開と愛護思想の普及・啓発を推  
進します。

埋蔵文化財保護については、近年の公  
共事業の縮減により、県内の発掘調査件  
数は減少傾向にあります。しかしながら、  
事業の円滑な実施のためにも、今後とも

<p>関係機関・部局との連絡を密に行うようお願いいたします。また、近年では環境や地域の歴史に対する関心の高まりを背景に、遺跡や史跡を生かしたまちづくりなどの動きも見られるところです。こうした多様な状況に応じた専門職員の配置についても御配慮をお願いいたします。</p>	<p>平成24年度の国の予算では、躯体の耐震化のみならず防災機能を強化するための事業（備蓄倉庫、自家発電設備・蓄電池等の導入等）が創設されたことから、これらの事業の活用も大いに検討されますよう併せてお願いいたします。</p>
<p><b>(3) 佐渡金銀山遺跡の世界遺産登録活動の推進</b></p> <p>県と佐渡市は共同で、世界遺産暫定一覧表に記載された佐渡金銀山の世界文化遺産登録を目指し、調査・研究を積極的に進めています。併せて、佐渡金銀山が県民にとって大きな誇りとなるよう、各種講座や国際シンポジウムなどの普及啓発活動を行っていく予定です。</p>	<p><b>20 学校事務共同実施の円滑な推進について</b></p> <p>学校事務の共同実施に関する共同実施研究実践校への加配措置についてであります。今年度も県下15校に定数加配を行っております。この加配措置については、市町村の意向を反映しながら、学校規模、共同実施グループの状況によって配置校を決めてきた経緯があります。昨年度6月から、共同実施推進上の中核校に複数の共同実施グループを束ねる「総合的な業務を行う事務主幹」を4名配置し、その効果を検証しながらこの4月にも3名追加配置したところです。今年度中の新たな配置検討を含め、平成27年度初には、新潟市を含めた県下全域に16名の配置を考えています。県下各地域における事務主幹のリーダーの育成と今後の計画的な配置に御協力をお願いいたします。</p>
<p><b>19 学校施設の耐震化について</b></p> <p>学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習の場であるとともに、災害時には地域住民の安全を確保する応急避難場所としても大きな役割を果たすことから、耐震化を進め、安全性を確保することは極めて重要です。</p> <p>このことから、耐震性能を正確に把握できる第二次診断を早期に完了させてください。その上で、耐震性が低く、大規模地震の際に大きな被害を受ける恐れのある構造耐震指標（Is値）0.3未満の建物についてはできる限り速やかに、それ以外の耐震性が低い建物についても平成27年度までのできるだけ早期に耐震化が完了するようお願いいたします。</p> <p>なお、耐震化を進めるに当たりましては、建物自体のみならず、天井や外装材等の非構造部材の耐震化も併せて実施するようお願いいたします。</p>	<p><b>21 教職員のメンタルヘルスの保持について</b></p> <p>学校の教職員は、教育を通じて児童生徒の人格の成長に直接かかわることとなる、極めて専門性が高く、社会的な観点からも重大な責務を担う職種であります。そのため、職務の遂行に当たっては、児童生徒だけでなくその保護者、同僚や管理職、地域住民等との重層的な対人関係が伴う他、様々な教育課題への対応や、大きな社会的期待等による心理的・社会的なストレスの最も多い職業の一つと言われております。</p>
<p>また、地域の避難所機能に不可欠な防災機能の強化も図るようお願いいたします。</p>	

文部科学省の調査によると、平成22年度の精神性疾患による休職者数は全国で5,407人、本県で103人となっています。本県においては、対前年度比で1人減少したものの、長期的に見ると全国と同様に増加傾向にあります。

このような状況を踏まえ、県教育委員会では県立学校教職員を対象に平成16年度から「メンタルヘルスサポート事業」を立ち上げ、メンタルヘルスに関する教職員研修の実施、専門家による相談体制や職場復帰時の支援体制の整備等に取り組んでいるところです。また、市町村立学校には平成21年度から就任1、2年目の教頭を対象に、職員のメンタル不調を早期に発見し対応するための研修会を共済組合の事業として実施するなど、研修の充実を図るとともに、市町村立学校の管理職が専門家に相談できる体制も整備しています。

教職員のメンタルヘルスを良好に保つことは各教育委員会の重要な責務であるという認識の下、各市町村教育委員会におかれましては、平成18年3月に厚生労働省から示された「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づき、教職員が自発的に相談や情報場合には早期に相談に応じるとともに、共済組合の相談窓口の活用、医療機関等の受診や必要に応じた職務への配慮及び職場復帰への支援等、各学校で適切な対応が速やかになされるよう、一層の御指導をお願いします。

県教育委員会では、公立学校共済交換を行うことのできる職場環境づくり、メンタルヘルスに関する研修・情報提供の実施等の予防的対策を進めていきます。

## 22 教員採用検査の変更について

一昨年度の選考検査において、魚沼地域限定採用枠を新たに設定し、昨年度の36名に引き続き、今年度初は小学校6名、中学校8名の合計14名を採用したところであります。今後も魚沼地域の慢性的な教員確保困難状況の解消に努め、中期的な視野で教員需給バランスの改善が図られるよう努めてまいります。

今年度は、教員採用選考検査の変更点がございます。まず、特別支援教育の充実を目指し、特別支援学校教諭枠を新設し、特別支援教育への志があり専門性の高い人材確保を目指します。次に、障害者雇用の拡大を目指し、資格要件を見直します。障害者雇用率の向上に向け、工夫が求められている状況でもあり、積極的な対応を進めてまいります。さらに、全国的には今後10年間で1/3が退職するという大量退職時代に備え、即戦力となる優秀な県外勤務の現職教員の1次検査免除制度を設けます。また、新潟県で教員として活躍したいという優秀な人材の県外流出を防ぐために、前年度の2次検査不合格者のうち優秀者も1次検査免除といたします。詳しくはWebページに掲載する今年度の実施要項を御確認ください。

## 23 教員の資質能力の向上について

学校教育の成否は、まさに教員の指導力にかかっていると言っても過言ではありません。教員は、その職務遂行のため、絶えず研修に励み、その資質能力の向上に努めることが求められています。

指導が不適切な教員に対する人事管理については、平成15年度から制度の運用を開始しましたが、教育公務員特例法の改正により、指導が不適切な教員に対して指導改善研修を行うことが義務づけら



れたことから、平成20年度に具体的な申請手続や研修の実施方法を定めて、運用してきております。

平成15年度からこれまでにこれらの制度の認定を受けた教員は6名となっており、そのうち5名について、2年間の県立教育センターで指導力向上研修を受講した結果、指導力が回復して現場復帰しています。なお、平成23年度以降、指導改善研修を受講している教員はおりません。

また、教員評価制度は、教員の資質能力の向上と学校の活性化などを目的として実施するものです。昨年度の人事異動会議において、校長先生方には、教員の能力、実績及び意欲を適正に評価し、開示面談では個々の教員の思いを真摯に傾聴して、意欲の向上を図ることをお願いしたところです。引き続き、この制度が教員をはじめとする教育関係者に十分理解され、制度の目的である教職員の資質能力の向上、学校の活性化が図られるよう、皆様の御理解と御協力をお願いします。

この他、教員の資質能力の保持に係る制度として、教員免許更新制が導入されて、今年度で4年目を迎えます。

平成20年度に国から、教員の資質向上のための教員免許制度の抜本的な見直しに着手し、必要な調査・検討を開始することが示され、現在、制度の見直しに向けて検討がなされているところであります。

しかし、国は、調査・検討の結論が得られ、これに基づく法律改正が行われるまでは現行制度を継続するとしております。したがって、制度が継続している間は、定められた時期に講習を受講せずに、あるいは受講後の手続をせずに期限を過

ぎてしまうと教員免許が失効し、教壇に立つことができないばかりか、公務員としての身分を失うという大変大きな不利益を負うこととなります。

県教育委員会では、一昨年度から、期限を迎える教員の講習の受講状況や申請状況の調査を行い、市町村教育委員会や各学校からも御協力をいただきながら、更新状況の確認に努めております。

## 24 教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保と、多忙化解消に向けた取組について

### (1)教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保

教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保につきましては、これまでも機会あるごとに申し上げてきましたが、昨年度は22年度と比べ、懲戒処分件数が9件も増加し、23件に達しました。処分事例の中には、児童生徒だけでなく、教職員も指導する立場である管理職によるものが4件にのぼり、しかも、そのうち1件は、校長の校内での窃盗による免職という前代未聞の事件でした。

これ以外にも、盗撮や生徒へのわいせつ行為という、重大な非違行為による免職事案が発生した他、強制わいせつやひき逃げ容疑による現職教員の逮捕報道が相次ぐなど、県教育への信頼を根底から揺るがす事件が続発しました。

県教育委員会では、このような状況を受け、2月に各市町村小中学校の代表校長と、市町村教育委員会を対象とする「非違行為根絶のための緊急校長会」を開催し、改めて、強く非違行為の根絶について要請を行ったところです。

まずは、教育長、そして教育委員会職員自らが襟を正すとともに、校長、教頭などの管理職が、率先して自らを省みな

がら非違行為の根絶に取り組む必要があります。その上で、所管の教員に対し、更なる指導の徹底と、継続した取組を改めてお願いします。

なお、昨年度においては、交通関係事故に関する処分が16件に達し、処分全体の7割弱を占めています。すなわち、交通事故を減らすことが、そのまま懲戒処分件数の減少につながると考えられます。また、ひき逃げで逮捕に及んだ事案も、本人が事故後の対応を適切にとっていれば、重大な結果を招かずに済んだものであり、事故等が発生したあとの適切な対応についても、引き続き、指導が必要であると考えております。これら重大事案が連続する一方で、長い間、根絶することのできなかつた飲酒運転が1件も発生しなかつたことは、教職員の強い自覚と市町村教育委員会教育長を始めとする、管理職の指導の効果の現れであり、一つの光明ととらえております。

今後も、市町村教育委員会と連携しながら、教育への信頼回復に向けて全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えておりますので、非違行為の根絶に向けて、更なる指導の徹底をお願いします。

## (2) 多忙化解消に向けた取組

次に、教職員の服務と関連しますが、多忙化解消に向けた取組について申し上げます。

平成22年8月から、およそ1年半にわたって「子どもたちと向き合う時間の確保のためにー多忙化解消アクションプランー」に基づき、すべての小・中・特別支援学校において「10の点検」による現状把握を行い、「1プログラム運動」に取り組んできたところであり、この3月で第Ⅳ期までの取組を終了したところで、取組結果を報告していただいた中で、

各学校や教職員に、多忙化解消への意識の醸成が伺われるなど、一定の成果があったととらえているところです。

今年度、県教育委員会においては「第2次アクションプラン」の策定に取り掛かることとしておりますが、これまでの取組や、芽生えてきた意識を無駄にしないためにも、市町村教育委員会が主体となって引き続きアクションプランの取組を継続していただきたいと考えておりますので、各学校への御支援、御指導をよろしく申し上げます。

編集	新潟県教育庁総務課
所在地	〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
電話	025-280-5587
FAX	025-285-3766
E-mail	ngt500010@pref.niigata.lg.jp
HP版URL	<a href="http://www.pref.niigata.lg.jp/kyoikusomu/">http://www.pref.niigata.lg.jp/kyoikusomu/</a>
<無断転載を禁ず>	